

第7回 和歌山県洋上風力発電に係るゾーニング検討会

○日時

令和3年2月12日（金） 13:30～15:15

○場所

和歌山県民文化会館 3階 特設会議室

○議事

(1) 前回検討会までの取り組みについて
意見なし
(2) ゾーニング報告書（公表版）（案）について 意見の募集（パブリックコメント）で出た主な意見とその対応について
委員
● パブリックコメントに関するまとめは、これから公表するということですね。また、この資料は本日の会合用に整理したものであって、実際に公表する場合は、通例のように、同じ意見があったとしても一件一件、原文のまま記載するということですね、確認です。
事務局
○ 今回、回答方針も含めて審議をいただいた上で公表する。本資料は複数の同意見をまとめた回答方針としているが、パブリックコメントに回答する時は、通例に従って、一件ごとに回答する。
委員
● このゾーニング事業は、基本的には洋上風力を将来、促進、成長させようという強い期待があって進んでいることは確かである。ここで出た成果を別の形で、県・地方自治体がきちんと成果として対応して欲しいと思う。今、洋上風力は、政府として情報提供の受付を始めている。調整区域は、候補地として十分考えることを今回も示している。一方で漁業者からも様々な意見を寄せられている。そういうところを是非きちんと公正にマネジメントして、洋上風力の促進地域とゾーニングの結果として、情報提供し、協議会などを作り、そういう方向に進んで欲しい。
事務局
○ 県としてどうしていくのかということは、今回ご議論いただいた先生方の意見を含めて、県として考えていきたいと思っている。
委員

- 保全推奨区域に関しては和歌山県として独特なまとめ方だと思っている。保全推奨だから、保全するだけではなく、最終的には環境影響評価という正式なプロセスを踏まえる形で皆さんの認識の上でいければいいと思う。保全推奨の表現は、パブリックコメントの意見の対応を公表できるのであれば示して、皆さんに理解していただくのが良いのではないか。

事務局

- 保全推奨エリアも厳しく対応するのではなく、慎重に見極めることにさせていただいた。今回の資料はパブリックコメントの回答ということで示しているが、公表をする。去年同様に県民向けのフォーラム、事業者向けの説明会も開催する。

委員

- 報告書P2-22の保全推奨エリアの自然公園の話で10kmという話がある。ここに書いている説明は環境省の方から伺った範囲では自然公園の中に建物を建築する時の条件であり、自然公園内にあったとして垂直視野角1° という話を上手に説明していただきたい。言葉の修正、説明をして欲しい。

事務局

- 報告書P2-22の自然公園の記載は、ご指摘を含めて確認したい。ガイドラインに書いているからではなく、参考にした上で、県として判断したと書かなければいけないというご指摘であると思うので、そのような形になるように日本語を確認する。

委員

- 海の県境問題がある。個人的にはこれから重要な問題になると思っている。これはゾーニングの問題ではないと言われるかもしれないが、今回ゾーニングすることで明確になった問題でもあるため、検討し、国に意見を上げて、こういう問題を将来的に解決するということをやればいけないのではないかとと思っている。国と議論を深めていただきたい。そうすることで、国として、地域としての成長戦略につながると思う。

事務局

- 複数の都道府県に挟まっている海域、海峡になっている海域というのは、他にはない特徴であり、制度設計上、あまり想定されていない形。仮に、今後、具体的な話が和歌山県で進んでいけば、当然そこについては、国と調整して進めていくのだろうと思っている。

委員

- 資料2の1頁目にある“本案に関係のない155項目、主として県境関係”という説明が冒頭にあるが、そうした意見が寄せられたということ自体も載せないのか、あるいは、載せたうえで県としての回答欄に一定の理由を付して、“ここでは回答の対象外とする”という説明の仕方にするのか、同じように、無効意見というのがあるが、こういう理由で無効にしたというのを説明してあげる必要があるのではないか。

事務局

- 寄せられた意見に対してお答えしないものの扱いは、前回のやり方だと、省略つまり掲載しないでした。本件については、内部でも相談しながら対応させていただきたい。無効な意見とは、名前や所属、連絡先がないものにはお答えしませんと事前に予告していたルールに従ったもの、という形式的な問題である。

委員

- (4)、(5)は残すことでよろしいか。前回も同じ整理か。

事務局

- この前も同じ整理で、前回と同じフォーマットである。

委員

- 国は洋上風力開発をセントラル方式で進めようとしていると認識している。国や自治体が風力の開発に係る地元調整、環境アセス許認可等をすべて行った上で、建設だけを事業者任せるというやり方と認識している。その国の方針と今回の返答の仕方というのが少し矛盾を感じる部分が4か所ある。

質問18の県の考え方、「事業者自らが世界遺産に影響ないことを証明する必要がある。」と書かれているが、セントラル方式の考え方としては、国または自治体が行うべき項目であると思われる。26番、34番、36番の回答で「事業者自らが」という部分、その他事業者にやって欲しいというニュアンスの表現がいくつか出てくる。この点が国の方針と矛盾がないのかと考えられる

事務局

- セントラル方式の捉え方だが、これはまだ、国も言い始めたぐらいのもので、具体的には未だルール化されていないという理解。事業者に丸投げで、県は何もしないというのも確かに変な部分もあると思うが、事業者でも検討していただくことがあるのは間違いない。事業者自身において、事業規模に応じた検討をする必要があるというところは少なくとも間違いないと思うので、その辺りのところまでは書くようにしたい。

委員

- セントラル方式というのは、まだ定義がはっきりしていないと思う。

委員

- 委員のご指摘で重要だと思ったのは、何か所かで、“事業者は自らが～やるべきだ”という文章表現が何か所かあるが、表現がこれでいいのかというご指摘である。事業者が具体的に登場して、具体的な事業計画を出した段階で、当事者としてやるべきことという風なニュアンスで言われていると思う。現在の段階でのことか、事業者が具体的な事業計画を出した段階のことかが、分かるような形に表現を変えた方がいいのではないか。

委員

- 先生方のご意見を踏まえて、書きぶりは考えてください。

委員

- パブコメの資料の13番目の県の回答としては、“平均的に”とあるが、ここは、本来は事業者が決めることではあるけれども、ここでの検討のために一定の条件設定をとる必要があるために仮にこうしたものであるとか、これから先の検討をより有意義なものにするためにこういう前提をおきました、というニュアンスのことを書いておけば、なお分かりやすいのではないか。

委員

- おっしゃる通りである。

事務局

- 事業者が評価すべきというような記載を含めて整理させていただきたい。

(3) 今後のスケジュール等

委員

- 3/12の事業者向けの説明会は、県による事業者向けの説明会であると思うが、事業者に対してはどのような呼びかけ方をするのか。

県にそれまでコンタクトがある事業者に呼びかけるということでは、特定の事業者だけに選択的に呼びかけることになってしまう。そこで、機会平等ということで、業界団体である日本風力発電協会に対して、「会員の皆さんに流してください、和歌山県でこういう説明会があるので、関心のある事業者は参加登録をしてください」という風にするのが良いのではないか。実際、そうしている例もある。

事務局

- そのようにさせていただく。